

## 北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正（案）の概要について

### 1 計画修正の趣旨

原子力防災訓練の実施結果を反映するなど、原子力防災体制の充実強化を図るため、所要の修正を行う。

### 2 修正の概要

#### （1）原子力防災訓練結果の反映

- 地震・津波など自然災害との複合災害時において、自然災害による差し迫った危険がある場合には、生命の安全確保を優先して対応することを規定。
- 原子力災害の際にも、必要に応じて、道の災害対策本部に指揮室を設置することを規定。

#### （2）住民の防護措置の明確化

住民の防護措置について、よりわかりやすくなるよう、緊急事態の区分等に応じて規定を明確化。

#### （3）民間事業者の防護対策の追加

住民輸送業務や物資輸送業務など、応急対策活動に従事する民間事業者の安全確保を図るため、防護対策に関する対応を規定。

#### （4）熊本地震の教訓の反映

地震等の影響により屋内退避が困難となった場合の対応を明確化。

### 3 今後のスケジュール

3月上旬～中旬	関係町村、防災関係機関へ意見照会
3月末	北海道防災会議原子力防災対策部会専門委員会（有識者委員会）
5月中旬	北海道防災会議幹事会
5月下旬	北海道防災会議

**北海道地域防災計画（原子力防災計画編）修正新旧対照表**  
**＜事務局素案＞**

**平成29年3月7日現在**

現 行 則	修 正 後	修正事由
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「基本法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する原子力発電所（以下「泊発電所」という。）における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生ずる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の防災対策に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により住民等の安全を図ることを目的とする。</p> <p>なお、この計画は放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が輸送容器外へ放出されることによる事故に際しても、これに準じて措置するものとする。</p> <p>第 2 節 計画の性格</p> <p>この計画は、基本法第40条の規定により、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」に基づき、「北海道地域防災計画」の「原子力防災計画編」として作成するものであり、毎年検討を加え、国の防災基本計画の変更等により修正の必要があると認められる場合にはこれを修正するものとする。</p> <p>この計画は、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づくとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災業務計画と抵触することがないように緊密に連携を図った上で作成したものである。</p> <p>この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知徹底を図るとともに特に必要と認められるものについては、道民への周知を図るものとする。</p> <p>また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じ細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第 3 節 計画の基本方針</p> <p>原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有している。</p> <p>本計画においては、原子力災害の特殊性に鑑み、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発、防災業務関係者に対する教育訓練、通報連絡等の必要な体制をあらかじめ確立するとともに、万が一の原子力災害に備えて迅速かつ確かな応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制を確立するなど所要の措置を定めるものとする。</p> <p>なお、本計画に定めるもののほか必要な事項については、北海道地域防災計画に基づき運用するものとする。</p> <p>第 4 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲</p> <p>本道において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲は、泊発電所を中心として、半径5キロメートル以内の即時避難区域（PAZ：Precautionary Action Zone <u>予防的防護措置を準備する区域</u>）と、概ね半径30キロメートル圏の緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone <u>緊急時防護措置を準備する区域</u>）とする。</p> <p>また、本道において地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき市町村は、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（以下「関係町村」という。）とする。</p> <p style="text-align: center;">泊発電所施設の状況及び周辺地域図 <span style="float: right;">（資料1-4-1）</span></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「基本法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する原子力発電所（以下「泊発電所」という。）における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生ずる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の防災対策に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により住民等の安全を図ることを目的とする。</p> <p>なお、この計画は放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が輸送容器外へ放出されることによる事故に際しても、これに準じて措置するものとする。</p> <p>第 2 節 計画の性格</p> <p>この計画は、基本法第40条の規定により、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」に基づき、「北海道地域防災計画」の「原子力防災計画編」として作成するものであり、毎年検討を加え、国の防災基本計画の変更等により修正の必要があると認められる場合にはこれを修正するものとする。</p> <p>この計画は、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づくとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災業務計画と抵触することがないように緊密に連携を図った上で作成したものである。</p> <p>この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知徹底を図るとともに特に必要と認められるものについては、道民への周知を図るものとする。</p> <p>また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じ細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。</p> <p>第 3 節 計画の基本方針</p> <p>原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有している。</p> <p>本計画においては、原子力災害の特殊性に鑑み、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発、防災業務関係者に対する教育訓練、通報連絡等の必要な体制をあらかじめ確立するとともに、万が一の原子力災害に備えて迅速かつ確かな応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制を確立するなど所要の措置を定めるものとする。</p> <p>なお、本計画に定めるもののほか必要な事項については、北海道地域防災計画に基づき運用するものとする。</p> <p>第 4 節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲</p> <p>本道において、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）の範囲は、泊発電所を中心として、<u>概ね</u>半径5キロメートル<u>圏の予防的防護措置準備区域</u>（PAZ：Precautionary Action Zone <u>予防的防護措置を準備する区域</u>）と、概ね半径30キロメートル圏の緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）とする。</p> <p>また、本道において地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき市町村は、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（以下「関係町村」という。）とする。</p> <p style="text-align: center;">泊発電所施設の状況及び周辺地域図 <span style="float: right;">（資料1-4-1）</span></p>	<p style="text-align: right;">表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由																								
<p>第5節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集事態（泊村（立地村）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（後志管内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。）</li> <li>警戒事態</li> <li>施設敷地緊急事態</li> <li>全面緊急事態</li> </ul> <p><u>また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。</u></p> <p>緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて（別添1）</p> <p>※EAL (Emergency Action Level)：・原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル</p> <p>注) 原災法が改正されるまで、本計画では、次のとおり原子力災害対策指針で定める緊急事態区分等の用語を使用する。</p> <table border="1" data-bbox="129 676 952 772"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>原災法等の用語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態</td> <td>警戒事象</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態</td> <td>特定事象（原災法第10条）</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態</td> <td>原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</p> <p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、<u>防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）</u>と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。</p> <p>OILと防護措置について（別添2）</p> <p>第6節 原子力災害に至らない事故への対応</p> <p>道は、原子力災害に至らない事故についても、住民等の不安や動揺を招かないよう、平常時から放射線監視体制を整備するとともに原子力事業者と自治体との協定などに基づく原子力事業者からの異常時における連絡があった場合、関係町村や原子力防災専門官と連携し、事故の状況を踏まえ、周辺住民等に対し適時適切に情報提供を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等及び原子力事業者が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。</p> <p>1 北海道</p> <table border="1" data-bbox="138 1246 878 1430"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (6) 原子力災害医療設備等の整備に関すること。</td> <td>原子力安全対策課</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	原災法等の用語	警戒事態	警戒事象	施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条）	全面緊急事態	原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (6) 原子力災害医療設備等の整備に関すること。	原子力安全対策課	<p>第5節 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難等の予防的な防護措置を実施することがある。</p> <p>また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集事態（泊村（立地村）で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（<u>ただし、後志管内において震度6弱以上の地震が発生した場合</u>は警戒事態となる。）をいう。以下同じ。）</li> <li>警戒事態</li> <li>施設敷地緊急事態</li> <li>全面緊急事態</li> </ul> <p>緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて（別添1）</p> <p>※EAL (Emergency Action Level)：<u>緊急時活動レベル…原子力施設等の状態に基づく緊急事態の判断基準</u></p> <p>注) 原災法が改正されるまで、本計画では、次のとおり原子力災害対策指針で定める緊急事態区分等の用語を使用する。</p> <table border="1" data-bbox="1070 676 1892 772"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>原災法等の用語</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 <u>EAL (AL)</u></td> <td>警戒事象</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態 <u>EAL (SE)</u></td> <td>特定事象（原災法第10条）</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 <u>EAL (GE)</u></td> <td>原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※ (AL)=Alert、(SE)=Site area Emergency、(GE)=General Emergency</u></p> <p>2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</p> <p>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZを中心とした緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、<u>空間放射線量率等に基づく防護措置の実施基準であるOIL（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）</u>と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。</p> <p>OILと防護措置について（別添2）</p> <p>第6節 原子力災害に至らない事故への対応</p> <p>道は、原子力災害に至らない事故についても、住民等の不安や動揺を招かないよう、平常時から放射線監視体制を整備するとともに原子力事業者と自治体との協定などに基づく原子力事業者からの異常時における連絡があった場合、関係町村や原子力防災専門官と連携し、事故の状況を踏まえ、周辺住民等に対し適時適切に情報提供を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関し、道、関係町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等及び原子力事業者が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。</p> <p>1 北海道</p> <table border="1" data-bbox="1070 1246 1800 1430"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (6) 原子力災害医療設備等の整備に関すること。</td> <td>原子力安全対策課</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	原災法等の用語	警戒事態 <u>EAL (AL)</u>	警戒事象	施設敷地緊急事態 <u>EAL (SE)</u>	特定事象（原災法第10条）	全面緊急事態 <u>EAL (GE)</u>	原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (6) 原子力災害医療設備等の整備に関すること。	原子力安全対策課	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
緊急事態区分	原災法等の用語																									
警戒事態	警戒事象																									
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条）																									
全面緊急事態	原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）																									
事務又は業務	連絡の窓口																									
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (6) 原子力災害医療設備等の整備に関すること。	原子力安全対策課																									
緊急事態区分	原災法等の用語																									
警戒事態 <u>EAL (AL)</u>	警戒事象																									
施設敷地緊急事態 <u>EAL (SE)</u>	特定事象（原災法第10条）																									
全面緊急事態 <u>EAL (GE)</u>	原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言（原災法第15条）																									
事務又は業務	連絡の窓口																									
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること。 (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。 (4) 通信連絡設備の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (6) 原子力災害医療設備等の整備に関すること。	原子力安全対策課																									

現 行	修 正 後	修正事由								
<p>(7) 防災資機材の整備に関する事  (8) 防災対策資料の整備に関する事  (9) 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事  (10) 原子力災害警戒本部の設置に関する事  (11) 災害対策本部の設置に関する事  (12) 関係町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること  (13) 自衛隊の災害派遣要請及び国の専門家等の派遣要請に関する事  (14) 緊急時モニタリングに関する事  (15) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事  (16) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関する事  (17) 原子力災害医療活動に関する事  (18) 緊急輸送及び必需品の調達に関する事  (19) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関する事  (20) 各種制限措置の解除に関する事  (21) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関する事  (22) 関係町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関する事</p>	<p>(7) 防災資機材の整備に関する事  (8) 防災対策資料の整備に関する事  (9) 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事  (10) 原子力災害警戒本部の設置に関する事  (11) 災害対策本部の設置に関する事  (12) 関係町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること  (13) 自衛隊の災害派遣要請及び国の専門家等の派遣要請に関する事  (14) 緊急時モニタリングに関する事  (15) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事  (16) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関する事  (17) 原子力災害医療活動に関する事  (18) 緊急輸送及び必需品の調達に関する事  (19) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関する事  (20) 各種制限措置の解除に関する事  (21) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関する事  (22) 関係町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関する事</p>									
<p>2 北海道警察本部</p>	<p>2 北海道警察本部</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関する事 (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関する事 (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事</td> <td>警備部警備課</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関する事 (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関する事 (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事	警備部警備課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関する事 (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関する事 (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事</td> <td>警備部警備課</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関する事 (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関する事 (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事	警備部警備課	
事務又は業務	連絡の窓口									
(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関する事 (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関する事 (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事	警備部警備課									
事務又は業務	連絡の窓口									
(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関する事 (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関する事 (3) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関する事	警備部警備課									
<p>3 北海道教育委員会</p>	<p>3 北海道教育委員会</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関する事 (2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関する事</td> <td>教育庁 総務政策局総務課</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関する事 (2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関する事	教育庁 総務政策局総務課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関する事 (2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関する事</td> <td>教育庁 総務政策局総務課</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関する事 (2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関する事	教育庁 総務政策局総務課	
事務又は業務	連絡の窓口									
(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関する事 (2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関する事	教育庁 総務政策局総務課									
事務又は業務	連絡の窓口									
(1) 放射線等に係る児童・生徒への知識の普及及び安全の確保に関する事 (2) 退避等に係る公立学校施設の使用に関する事	教育庁 総務政策局総務課									
<p>4 関係町村</p>	<p>4 関係町村</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事 (2) 防災業務関係者に対する研修に関する事 (3) 原子力防災訓練の実施に関する事 (4) 通信連絡設備の整備に関する事 (5) 防災資機材の整備に関する事 (6) 防災対策資料の整備に関する事 (7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事 (8) 原子力災害警戒本部の設置に関する事 (9) 災害対策本部の設置に関する事 (10) 緊急時モニタリングに対する協力に関する事 (11) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事 (12) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関する事 (13) 原子力災害医療活動に対する協力に関する事 (14) 緊急輸送及び必需品の調達に関する事</td> <td>泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町地域協働推進課 赤井川村総務課</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事 (2) 防災業務関係者に対する研修に関する事 (3) 原子力防災訓練の実施に関する事 (4) 通信連絡設備の整備に関する事 (5) 防災資機材の整備に関する事 (6) 防災対策資料の整備に関する事 (7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事 (8) 原子力災害警戒本部の設置に関する事 (9) 災害対策本部の設置に関する事 (10) 緊急時モニタリングに対する協力に関する事 (11) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事 (12) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関する事 (13) 原子力災害医療活動に対する協力に関する事 (14) 緊急輸送及び必需品の調達に関する事	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町地域協働推進課 赤井川村総務課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事 (2) 防災業務関係者に対する研修に関する事 (3) 原子力防災訓練の実施に関する事 (4) 通信連絡設備の整備に関する事 (5) 防災資機材の整備に関する事 (6) 防災対策資料の整備に関する事 (7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事 (8) 原子力災害警戒本部の設置に関する事 (9) 災害対策本部の設置に関する事 (10) 緊急時モニタリングに対する協力に関する事 (11) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事 (12) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関する事 (13) 原子力災害医療活動に対する協力に関する事 (14) 緊急輸送及び必需品の調達に関する事</td> <td>泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町地域協働推進課 赤井川村総務課</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事 (2) 防災業務関係者に対する研修に関する事 (3) 原子力防災訓練の実施に関する事 (4) 通信連絡設備の整備に関する事 (5) 防災資機材の整備に関する事 (6) 防災対策資料の整備に関する事 (7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事 (8) 原子力災害警戒本部の設置に関する事 (9) 災害対策本部の設置に関する事 (10) 緊急時モニタリングに対する協力に関する事 (11) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事 (12) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関する事 (13) 原子力災害医療活動に対する協力に関する事 (14) 緊急輸送及び必需品の調達に関する事	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町地域協働推進課 赤井川村総務課	
事務又は業務	連絡の窓口									
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事 (2) 防災業務関係者に対する研修に関する事 (3) 原子力防災訓練の実施に関する事 (4) 通信連絡設備の整備に関する事 (5) 防災資機材の整備に関する事 (6) 防災対策資料の整備に関する事 (7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事 (8) 原子力災害警戒本部の設置に関する事 (9) 災害対策本部の設置に関する事 (10) 緊急時モニタリングに対する協力に関する事 (11) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事 (12) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関する事 (13) 原子力災害医療活動に対する協力に関する事 (14) 緊急輸送及び必需品の調達に関する事	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町地域協働推進課 赤井川村総務課									
事務又は業務	連絡の窓口									
(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関する事 (2) 防災業務関係者に対する研修に関する事 (3) 原子力防災訓練の実施に関する事 (4) 通信連絡設備の整備に関する事 (5) 防災資機材の整備に関する事 (6) 防災対策資料の整備に関する事 (7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関する事 (8) 原子力災害警戒本部の設置に関する事 (9) 災害対策本部の設置に関する事 (10) 緊急時モニタリングに対する協力に関する事 (11) 住民等に対する広報及び指示伝達に関する事 (12) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関する事 (13) 原子力災害医療活動に対する協力に関する事 (14) 緊急輸送及び必需品の調達に関する事	泊村企画振興課 共和町企画振興課 岩内町総務財政課 神恵内村総務課 寿都町企画課 蘭越町総務課 ニセコ町総務課 俱知安町総務課 積丹町総務課 古平町企画課 仁木町企画課 余市町地域協働推進課 赤井川村総務課									

現 行	修 正 後	修正事由																																																																																				
<p>(15) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に対する協力に関すること。</p> <p>(16) 各種制限措置の解除に関すること。</p> <p>(17) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関すること。</p> <p>(18) 業務継続計画の作成、運用に関すること。</p>	<p>(15) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に対する協力に関すること。</p> <p>(16) 各種制限措置の解除に関すること。</p> <p>(17) 損害賠償の請求等に必要資料の作成に関すること。</p> <p>(18) 業務継続計画の作成、運用に関すること。</p>																																																																																					
<p>5 消防機関</p> <table border="1" data-bbox="143 392 878 584"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること。</td> <td rowspan="4">岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課 羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課 北後志消防組合消防本部警防課</td> </tr> <tr> <td>(2) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(3) 傷病者の救急搬送に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(4) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること。	岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課 羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課 北後志消防組合消防本部警防課	(2) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。	(3) 傷病者の救急搬送に関すること。	(4) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。	<p>5 消防機関</p> <table border="1" data-bbox="1068 392 1803 584"> <thead> <tr> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること。</td> <td rowspan="4">岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課 羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課 北後志消防組合消防本部警防課</td> </tr> <tr> <td>(2) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(3) 傷病者の救急搬送に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(4) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	事務又は業務	連絡の窓口	(1) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること。	岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課 羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課 北後志消防組合消防本部警防課	(2) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。	(3) 傷病者の救急搬送に関すること。	(4) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。																																																																							
事務又は業務	連絡の窓口																																																																																					
(1) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること。	岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課 羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課 北後志消防組合消防本部警防課																																																																																					
(2) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。																																																																																						
(3) 傷病者の救急搬送に関すること。																																																																																						
(4) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。																																																																																						
事務又は業務	連絡の窓口																																																																																					
(1) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること。	岩内・寿都地方消防組合消防本部警防課 羊蹄山ろく消防組合消防本部消防課 北後志消防組合消防本部警防課																																																																																					
(2) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。																																																																																						
(3) 傷病者の救急搬送に関すること。																																																																																						
(4) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること。																																																																																						
<p>6 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="143 628 878 1423"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(1) 通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。</td> <td>防災対策推進室</td> </tr> <tr> <td>北海道財務局</td> <td>(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>北海道厚生局</td> <td>(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>北海道労働局</td> <td>(1) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (2) 労働災害調査並びに労働者の労災補償に関すること。</td> <td>監督課</td> </tr> <tr> <td>北海道農政事務所</td> <td>農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</td> <td>企画調整室</td> </tr> <tr> <td>北海道森林管理局</td> <td>国有林野の山地災害対策に関すること。</td> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td>北海道経済産業局</td> <td>被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関すること。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>北海道産業保安監督部</td> <td>関係職員の派遣に関すること。</td> <td>管理課</td> </tr> <tr> <td>北海道開発局</td> <td>国道の通行確保に関すること。</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td>北海道運輸局</td> <td>(1) 陸上輸送確保の連絡調整に関すること (2) 海上輸送確保の連絡調整に関すること</td> <td>総務部安全防災危機管理調整官</td> </tr> <tr> <td>東京航空局</td> <td>(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 飛行場使用の総合調整に関すること。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>北海道地方測量部</td> <td>(1) 地理空間情報の活用に関すること (2) 防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</td> <td>防災情報管理官</td> </tr> <tr> <td>札幌管区気象台</td> <td>(1) 気象状況等の把握及び通報連絡に関すること。</td> <td>業務課</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	連絡の窓口	北海道総合通信局	(1) 通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。	防災対策推進室	北海道財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。	総務課	北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整。	総務課	北海道労働局	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (2) 労働災害調査並びに労働者の労災補償に関すること。	監督課	北海道農政事務所	農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。	企画調整室	北海道森林管理局	国有林野の山地災害対策に関すること。	企画課	北海道経済産業局	被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関すること。	総務課	北海道産業保安監督部	関係職員の派遣に関すること。	管理課	北海道開発局	国道の通行確保に関すること。	防災課	北海道運輸局	(1) 陸上輸送確保の連絡調整に関すること (2) 海上輸送確保の連絡調整に関すること	総務部安全防災危機管理調整官	東京航空局	(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 飛行場使用の総合調整に関すること。	総務課	北海道地方測量部	(1) 地理空間情報の活用に関すること (2) 防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。	防災情報管理官	札幌管区気象台	(1) 気象状況等の把握及び通報連絡に関すること。	業務課	<p>6 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1068 628 1803 1423"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> <th>連絡の窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>(1) 通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。</td> <td>防災対策推進室</td> </tr> <tr> <td>北海道財務局</td> <td>(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>北海道厚生局</td> <td>(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>北海道労働局</td> <td>(1) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (2) 労働災害調査並びに労働者の労災補償に関すること。</td> <td>監督課</td> </tr> <tr> <td>北海道農政事務所</td> <td>農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。</td> <td>企画調整室</td> </tr> <tr> <td>北海道森林管理局</td> <td>国有林野の山地災害対策に関すること。</td> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td>北海道経済産業局</td> <td>被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関すること。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>北海道産業保安監督部</td> <td>関係職員の派遣に関すること。</td> <td>管理課</td> </tr> <tr> <td>北海道開発局</td> <td>国道の通行確保に関すること。</td> <td>防災課</td> </tr> <tr> <td>北海道運輸局</td> <td>(1) 陸上輸送確保の連絡調整に関すること (2) 海上輸送確保の連絡調整に関すること</td> <td>総務部安全防災危機管理調整官</td> </tr> <tr> <td>東京航空局</td> <td>(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 飛行場使用の総合調整に関すること。</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>北海道地方測量部</td> <td>(1) 地理空間情報の活用に関すること (2) 防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。</td> <td>防災情報管理官</td> </tr> <tr> <td>札幌管区気象台</td> <td>(1) 気象状況等の把握及び通報連絡に関すること。</td> <td>業務課</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	連絡の窓口	北海道総合通信局	(1) 通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。	防災対策推進室	北海道財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。	総務課	北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整。	総務課	北海道労働局	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (2) 労働災害調査並びに労働者の労災補償に関すること。	監督課	北海道農政事務所	農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。	企画調整室	北海道森林管理局	国有林野の山地災害対策に関すること。	企画課	北海道経済産業局	被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関すること。	総務課	北海道産業保安監督部	関係職員の派遣に関すること。	管理課	北海道開発局	国道の通行確保に関すること。	防災課	北海道運輸局	(1) 陸上輸送確保の連絡調整に関すること (2) 海上輸送確保の連絡調整に関すること	総務部安全防災危機管理調整官	東京航空局	(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 飛行場使用の総合調整に関すること。	総務課	北海道地方測量部	(1) 地理空間情報の活用に関すること (2) 防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。	防災情報管理官	札幌管区気象台	(1) 気象状況等の把握及び通報連絡に関すること。	業務課	
機関名	事務又は業務	連絡の窓口																																																																																				
北海道総合通信局	(1) 通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。	防災対策推進室																																																																																				
北海道財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。	総務課																																																																																				
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整。	総務課																																																																																				
北海道労働局	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (2) 労働災害調査並びに労働者の労災補償に関すること。	監督課																																																																																				
北海道農政事務所	農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。	企画調整室																																																																																				
北海道森林管理局	国有林野の山地災害対策に関すること。	企画課																																																																																				
北海道経済産業局	被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関すること。	総務課																																																																																				
北海道産業保安監督部	関係職員の派遣に関すること。	管理課																																																																																				
北海道開発局	国道の通行確保に関すること。	防災課																																																																																				
北海道運輸局	(1) 陸上輸送確保の連絡調整に関すること (2) 海上輸送確保の連絡調整に関すること	総務部安全防災危機管理調整官																																																																																				
東京航空局	(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 飛行場使用の総合調整に関すること。	総務課																																																																																				
北海道地方測量部	(1) 地理空間情報の活用に関すること (2) 防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。	防災情報管理官																																																																																				
札幌管区気象台	(1) 気象状況等の把握及び通報連絡に関すること。	業務課																																																																																				
機関名	事務又は業務	連絡の窓口																																																																																				
北海道総合通信局	(1) 通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。	防災対策推進室																																																																																				
北海道財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。	総務課																																																																																				
北海道厚生局	(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整。	総務課																																																																																				
北海道労働局	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。 (2) 労働災害調査並びに労働者の労災補償に関すること。	監督課																																																																																				
北海道農政事務所	農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。	企画調整室																																																																																				
北海道森林管理局	国有林野の山地災害対策に関すること。	企画課																																																																																				
北海道経済産業局	被災中小企業等に対する支援、生活必需品の監視等に関すること。	総務課																																																																																				
北海道産業保安監督部	関係職員の派遣に関すること。	管理課																																																																																				
北海道開発局	国道の通行確保に関すること。	防災課																																																																																				
北海道運輸局	(1) 陸上輸送確保の連絡調整に関すること (2) 海上輸送確保の連絡調整に関すること	総務部安全防災危機管理調整官																																																																																				
東京航空局	(1) 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 (2) 飛行場使用の総合調整に関すること。	総務課																																																																																				
北海道地方測量部	(1) 地理空間情報の活用に関すること (2) 防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること。	防災情報管理官																																																																																				
札幌管区気象台	(1) 気象状況等の把握及び通報連絡に関すること。	業務課																																																																																				

現 行			修 正 後			修正事由
	(2) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。			(2) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。		
第一管区海上保安本部	(1) 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 (2) 船舶に対する各種制限措置の解除に関すること。 (3) 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。	警備救難部環境防災課	第一管区海上保安本部	(1) 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 (2) 船舶に対する各種制限措置の解除に関すること。 (3) 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。	警備救難部環境防災課	
北海道地方環境事務所	環境保全対策に関すること。 (放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関することを含む。)	総務課	北海道地方環境事務所	環境保全対策に関すること。 (放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関することを含む。)	総務課	
7 自衛隊			7 自衛隊			
機 関 名	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	機 関 名	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	
陸上自衛隊北部方面隊	(1) 緊急時モニタリング支援に関すること。 (2) 被害状況等の把握に関すること。 (3) 避難の救助に関すること。 (4) 行方不明者の捜索・救助に関すること。 (5) 消防活動に関すること。 (6) 救護に関すること。 (7) 人員及び物資の緊急輸送に関すること。 (8) 避難退域時検査等に関すること。 (9) その他（生活支援等）。	北部方面総監部運用室	陸上自衛隊北部方面隊	(1) 緊急時モニタリングの支援に関すること。 (2) 被害状況等の把握に関すること。 (3) 避難の救助に関すること。 (4) 行方不明者の捜索・救助に関すること。 (5) 消防活動に関すること。 (6) 救護に関すること。 (7) 人員及び物資の緊急輸送に関すること。 (8) 避難退域時検査等に関すること。 (9) その他（生活支援等）。	北部方面総監部運用室	
8 指定公共機関			8 指定公共機関			
機 関 名	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	機 関 名	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	
日本郵便株式会社 北海道支社	(1) 郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱に関すること。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。	支社長室 総務部	日本郵便株式会社 北海道支社	(1) 郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱に関すること。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。	支社長室 総務部	
北海道旅客鉄道株式会社	救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関すること。	工事課	北海道旅客鉄道株式会社	救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関すること。	工事課	
日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関すること。	北海道保全技術センター	日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	救助物資及び避難者の輸送に対する協力に関すること。	北海道保全技術センター	
東日本電信電話株式会社 北海道事業部	電気通信の確保に関すること。	災害対策室	東日本電信電話株式会社 北海道事業部	電気通信の確保に関すること。	災害対策室	
株式会社NTTドコモ 北海道支社	移動電気通信の確保に関すること。	災害対策室	株式会社NTTドコモ 北海道支社	移動電気通信の確保に関すること。	災害対策室	
KDDI株式会社 北海道総支社	移動電気通信の確保に関すること。	管理部	KDDI株式会社 北海道総支社	移動電気通信の確保に関すること。	管理部	
ソフトバンク株式会社	電気通信の確保に関すること。	東北・北海道総務課	ソフトバンク株式会社	電気通信の確保に関すること。	東北・北海道総務課	
日本赤十字社北海道支部	(1) 医療救護に関すること。 (2) 災害義援金募集委員会の運営を行うこと。	事業推進課	日本赤十字社北海道支部	(1) 医療救護に関すること。 (2) 災害義援金募集委員会の運営を行うこと。	事業推進課	
日本放送協会札幌放送局	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関すること。	放送部	日本放送協会札幌放送局	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関すること。	放送部	

現 行			修 正 後			修正事由
	(2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。			(2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。		
日本通運株式会社 札幌支店	災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。	総務課	日本通運株式会社 札幌支店	災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。	総務課	
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	専門家の派遣、緊急時モニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供に関すること。	原子力緊急時支援 ・研修センター	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	専門家の派遣、緊急時モニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供に関すること。	原子力緊急時支援 ・研修センター	
国立研究開発法人 放射線医学総合研究所	原子力災害医療、緊急時モニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供に関すること。	企画部企画課	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	原子力災害医療、緊急時モニタリングの要員派遣及び防災資機材の提供に関すること。	放射線医学総合研究所 企画部企画課	表現の適正化 名称変更 (H28.4.1)
9 指定地方公共機関			9 指定地方公共機関			
			機 関 名	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。	報道部 報道部 報道部	北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。	報道部 報道部 報道部	
北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノース ウエーブ 株式会社STVラジオ		報道部 報道部 編成制作部 業務部	北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノース ウエーブ 株式会社STVラジオ		報道部 報道部 編成制作部 業務部	
一般社団法人北海道医師会	医療救護に関すること。	事業第二課	一般社団法人北海道医師会	医療救護に関すること。	事業第二課	
公益社団法人北海道トラック協会及び7地区一般社団法人トラック協会	災害時における救急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。	総務部	公益社団法人北海道トラック協会及び7地区一般社団法人トラック協会	災害時における救急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること。	総務部	
一般社団法人北海道バス協会	災害時における人員等の緊急輸送に関すること。	事務局	一般社団法人北海道バス協会	災害時における人員等の緊急輸送に関すること。	事務局	
一般社団法人北海道警備業協会	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関すること。	事務局	一般社団法人北海道建設業協会	災害時における応急対策業務に関すること。	事務局	北海道地域防災計画(本編)に基づく追加
一般社団法人北海道警備業協会	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関すること。	事務局	一般社団法人北海道警備業協会	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関すること。	事務局	
10 公共的団体等 漁業協同組合、農業協同組合、学校法人及び医療法人等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には防災対策活動に対し積極的に協力するものとする。			10 公共的団体等 漁業協同組合、農業協同組合、学校法人及び医療法人等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には防災対策活動に対し積極的に協力するものとする。			
11 原子力事業者			11 原子力事業者			
			機 関 名	事 務 又 は 業 務	連絡の窓口	
北海道電力株式会社	(1) 泊発電所の防災体制の整備に関すること。 (2) 泊発電所の災害予防に関すること。 (3) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること。 (4) 通信連絡設備及び体制の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (6) 防災資機材の整備に関すること。	原子力部原子力業務グループ	北海道電力株式会社	(1) 泊発電所の防災体制の整備に関すること。 (2) 泊発電所の災害予防に関すること。 (3) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること。 (4) 通信連絡設備及び体制の整備に関すること。 (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること。 (6) 防災資機材の整備に関すること。	原子力部原子力業務グループ	



現 行	修 正 後	修正事由						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="141 226 362 603"></td> <td data-bbox="365 226 719 603">           (7) 防災対策資料の整備に関すること。            (8) 災害状況等の把握及び情報の提供に関すること。            (9) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること。            (10) 泊発電所施設内の応急対策に関すること。            (11) 緊急時モニタリングの実施に関すること。            (12) 避難退域時検査等の実施に関すること。            (13) 道、関係町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。            (14) 汚染の除去等に関すること。            (15) 災害復旧に関すること。         </td> <td data-bbox="721 226 875 603"></td> </tr> </table>		(7) 防災対策資料の整備に関すること。 (8) 災害状況等の把握及び情報の提供に関すること。 (9) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること。 (10) 泊発電所施設内の応急対策に関すること。 (11) 緊急時モニタリングの実施に関すること。 (12) 避難退域時検査等の実施に関すること。 (13) 道、関係町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。 (14) 汚染の除去等に関すること。 (15) 災害復旧に関すること。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1064 226 1285 603"></td> <td data-bbox="1288 226 1641 603">           (7) 防災対策資料の整備に関すること。            (8) 災害状況等の把握及び情報の提供に関すること。            (9) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること。            (10) 泊発電所施設内の応急対策に関すること。            (11) 緊急時モニタリングの実施に関すること。            (12) 避難退域時検査等の実施に関すること。            (13) 道、関係町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。            (14) 汚染の除去等に関すること。            (15) 災害復旧に関すること。         </td> <td data-bbox="1644 226 1798 603"></td> </tr> </table>		(7) 防災対策資料の整備に関すること。 (8) 災害状況等の把握及び情報の提供に関すること。 (9) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること。 (10) 泊発電所施設内の応急対策に関すること。 (11) 緊急時モニタリングの実施に関すること。 (12) 避難退域時検査等の実施に関すること。 (13) 道、関係町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。 (14) 汚染の除去等に関すること。 (15) 災害復旧に関すること。		
	(7) 防災対策資料の整備に関すること。 (8) 災害状況等の把握及び情報の提供に関すること。 (9) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること。 (10) 泊発電所施設内の応急対策に関すること。 (11) 緊急時モニタリングの実施に関すること。 (12) 避難退域時検査等の実施に関すること。 (13) 道、関係町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。 (14) 汚染の除去等に関すること。 (15) 災害復旧に関すること。							
	(7) 防災対策資料の整備に関すること。 (8) 災害状況等の把握及び情報の提供に関すること。 (9) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること。 (10) 泊発電所施設内の応急対策に関すること。 (11) 緊急時モニタリングの実施に関すること。 (12) 避難退域時検査等の実施に関すること。 (13) 道、関係町村及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること。 (14) 汚染の除去等に関すること。 (15) 災害復旧に関すること。							
<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 原子力災害事前対策</b></p> <p>本章は、基本法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p><b>第 1 節 泊発電所における予防措置等の責務</b></p> <p><b>1 泊発電所における安全確保</b></p> <p>原子力事業者は、泊発電所の運転に際しては、関係法令及び自治体との協定などを遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質又は放射線の放出により住民等に影響がおよぶことのないよう安全確保を図るものとする。</p> <p><b>2 泊発電所における防災体制の確立</b></p> <p>原子力事業者は、原災法等関係法令に基づき、万一の原子力災害に備え、原子力事業者防災業務計画の策定をはじめ、防災要員の確保、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備など必要な措置を充実強化するとともに、道、関係町村及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図るなど原子力防災体制の確立に万全を期すものとする。</p> <p><b>第 2 節 原子力防災体制等の整備</b></p> <p><b>1 原子力防災対策部会の設置</b></p> <p>北海道防災会議は原子力防災対策部会を設置し、原子力防災計画を検討し、原子力防災対策の整備推進を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">北海道防災会議原子力防災対策部会設置要綱等 (資料 2-2-1)</p> <p><b>2 泊発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議</b></p> <p>道及び泊村（立地村）は、原災法第 7 条の規定に基づき、原子力事業者が修正しようとする泊発電所原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画との整合性を保つ等の観点から、その計画を修正しようとする日の 60 日前までに計画案を受理し、協議を開始するものとする。</p> <p>この場合、道は直ちに泊村（立地村）を除く関係町村（以下「関係周辺町村」という。）に計画案を送付し相当の期限を定めて、関係周辺町村の意見を聴き原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 原子力災害事前対策</b></p> <p>本章は、基本法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p><b>第 1 節 泊発電所における予防措置等の責務</b></p> <p><b>1 泊発電所における安全確保</b></p> <p>原子力事業者は、泊発電所の運転に際しては、関係法令及び自治体との協定などを遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質又は放射線の放出により住民等に影響がおよぶことのないよう安全確保を図るものとする。</p> <p><b>2 泊発電所における防災体制の確立</b></p> <p>原子力事業者は、原災法等関係法令に基づき、万一の原子力災害に備え、原子力事業者防災業務計画の策定をはじめ、防災要員の確保、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備など必要な措置を充実強化するとともに、道、関係町村及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図るなど原子力防災体制の確立に万全を期すものとする。</p> <p><b>第 2 節 原子力防災体制等の整備</b></p> <p><b>1 原子力防災対策部会の設置</b></p> <p>北海道防災会議は原子力防災対策部会を設置し、原子力防災計画を検討し、原子力防災対策の整備推進を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">北海道防災会議原子力防災対策部会設置要綱等 (資料 2-2-1)</p> <p><b>2 泊発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議</b></p> <p>道及び泊村（立地村）は、原災法第 7 条の規定に基づき、原子力事業者が修正しようとする泊発電所原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画との整合性を保つ等の観点から、その計画を修正しようとする日の 60 日前までに計画案を受理し、協議を開始するものとする。</p> <p>この場合、道は直ちに泊村（立地村）を除く関係町村（以下「関係周辺町村」という。）に計画案を送付し相当の期限を定めて、関係周辺町村の意見を聴き原子力事業者との協議に反映させるものとする。</p>							

現 行	修 正 後	修正事由
<p><b>3 原子力防災要員等の届出の受理</b>  道は、原災法第8条、第9条及び第11条の規定に基づき、原子力事業者から次に掲げる届出を受理した場合、関係周辺町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。  (1) 原子力防災組織の原子力防災要員の現況  (2) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出  (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況</p> <p><b>4 立入検査の実施等</b>  国、道及び泊村（立地村）は、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、必要な限度において、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われていることについて確認するものとする。  また、国は、原子力保安検査官を現地に配置し、泊発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせることとしている。</p> <p><b>5 泊発電所に関する安全確保</b>  道は、平常時の環境放射線モニタリングにおいて、過去の最大値を超える値を検出し、それが泊発電所に起因すると認められる場合又は原子力事業者と自治体との協定などに基づき原子力事業者からの異常時における連絡があった場合は、事故の状況を踏まえ、関係町村や原子力防災専門官、地方放射線モニタリング対策官等と連携し、モニタリング体制の強化、立入調査の実施、報道機関への情報提供など必要な措置を講ずるものとする。  また、原子力事業者は平常時から原子力施設における火災等に対処するため、自衛消防体制を整備するものとする。</p> <p><b>6 広域的な応援体制の整備</b>  (1) 防災関係機関相互の連携  道は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係都府県、関係市町村、自衛隊、警察、消防機関、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。  道及び各防災関係機関は、原子力災害時において迅速かつ円滑に対処できるよう、この計画の習熟に努めるとともに、相互に連携し必要に応じ職員の非常参集や情報連絡体制等を定めたマニュアルの整備を図るものとする。</p> <p>(2) 広域的な活動協力体制  原子力防災対策の実施に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高度かつ専門的な知識を必要とするところから、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の動員等全面的な応援協力を得るほか、道、関係市町村及び防災関係機関相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。</p> <p>広域的な応援協力体制 (資料2-2-2)  広域応援協定 (資料2-2-3)</p> <p>(3) 警察災害派遣隊  北海道警察は、警察庁及び他の都府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。</p> <p>(4) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊  岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部及び北後志消防組合消防本部は、消防庁、道及び市町村と連携し、大規模災害時において、「北海道広域消防相互応援協定」に基づく他の消防機関の応援又は広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援を要請する場合に、消防機関相互の活動が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な情報交換や迅速な要請・受入体制の整備等に努めるものとする。</p>	<p><b>3 原子力防災要員等の届出の受理</b>  道は、原災法第8条、第9条及び第11条の規定に基づき、原子力事業者から次に掲げる届出を受理した場合、関係周辺町村に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付するものとする。  (1) 原子力防災組織の原子力防災要員の現況  (2) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出  (3) 放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況</p> <p><b>4 立入検査の実施等</b>  国、道及び泊村（立地村）は、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、必要な限度において、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施することにより、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われていることについて確認するものとする。  また、国は、原子力保安検査官を現地に配置し、泊発電所の運転状況、設備の保全状況、保安規定の遵守状況等について、巡視、検査等を行わせることとしている。</p> <p><b>5 泊発電所に関する安全確保</b>  道は、平常時の環境放射線モニタリングにおいて、過去の最大値を超える値を検出し、それが泊発電所に起因すると認められる場合又は原子力事業者と自治体との協定などに基づき原子力事業者からの異常時における連絡があった場合は、事故の状況を踏まえ、関係町村や原子力防災専門官、地方放射線モニタリング対策官等と連携し、<b>環境放射線</b>モニタリング体制の強化、立入調査の実施、報道機関への情報提供など必要な措置を講ずるものとする。  また、原子力事業者は平常時から原子力施設における火災等に対処するため、自衛消防体制を整備するものとする。</p> <p><b>6 広域的な応援体制の整備</b>  (1) 防災関係機関相互の連携  道は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、関係都府県、関係市町村、自衛隊、警察、消防機関、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。  道及び各防災関係機関は、原子力災害時において迅速かつ円滑に対処できるよう、この計画の習熟に努めるとともに、相互に連携し必要に応じ職員の非常参集や情報連絡体制等を定めたマニュアルの整備を図るものとする。</p> <p>(2) 広域的な活動協力体制  原子力防災対策の実施に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高度かつ専門的な知識を必要とするところから、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の動員等全面的な応援協力を得るほか、道、関係市町村及び防災関係機関相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。</p> <p>広域的な応援協力体制 (資料2-2-2)  広域応援協定 (資料2-2-3)</p> <p>(3) 警察災害派遣隊  北海道警察は、警察庁及び他の都府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受け入れ体制などの整備を図るものとする。</p> <p>(4) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊  岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部及び北後志消防組合消防本部は、消防庁、道及び市町村と連携し、大規模災害時において、「北海道広域消防相互応援協定」に基づく他の消防機関の応援又は広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援を要請する場合に、消防機関相互の活動が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な情報交換や迅速な要請・受入体制の整備等に努めるものとする。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>(5) 自衛隊の活動拠点 自衛隊は、道及び各市町村と協力し、活動拠点（ヘリポート、港湾等含む。）をあらかじめ定めるなど、広域的な活動・支援体制の整備を図るものとする。</p> <p>自衛隊の活動拠点 (資料2-2-4)</p> <p><b>7 長期化に備えた動員体制の整備</b> 道は、国、関係町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p><b>8 緊急事態応急対策拠点施設の整備等</b> (1) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、防災関係機関が一堂に会して情報の共有化を図り、関係者が一体となった緊急事態応急対策を実施するための緊急事態応急対策拠点施設である北海道原子力防災センター（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練や住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>北海道原子力防災センター概要 (資料2-2-5)</p> <p>(2) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。</p> <p>(3) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、オフサイトセンターが使用不能の場合において、寿都町総合文化センター及び喜茂別町農村環境改善センターを代替オフサイトセンターとして活用することとし、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保しておくものとする。なお、事態の進展や複合災害の状況等によっては、必要に応じて北海道後志総合振興局又は北海道庁をオフサイトセンターの代替として活用するものとする。</p> <p><b>9 人材及び防災資機材の確保に係る連携</b> 道は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、関係町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</p> <p><b>10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備</b> 道は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された物の保管等に必要な場所の確保など）を行うものとする。</p> <p><b>第3節 避難収容活動体制の整備</b></p> <p><b>1 避難等に関する計画の作成</b> (1) 関係町村は、住民等の防護対策を実施するに当たっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、次の区域における避難計画を定めておくものとする。（第2章第8節2「社会的環境に関する資料」を参照。）なお、道は関係町村に対し、国、防災関係機関及び原子力事業者の協力のもと、避難計画の作成について支援するものとする。</p> <p>ア <u>即時避難区域</u>：P A Z 迅速な避難を行うための避難計画を作成し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）、<u>安定ヨウ素剤を事前配布されていない者</u>及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時には、P A Z 圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。</p>	<p>(5) 自衛隊の活動拠点 自衛隊は、道及び各市町村と協力し、活動拠点（ヘリポート、港湾等含む。）をあらかじめ定めるなど、広域的な活動・支援体制の整備を図るものとする。</p> <p>自衛隊の活動拠点 (資料2-2-4)</p> <p><b>7 長期化に備えた動員体制の整備</b> 道は、国、関係町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p><b>8 緊急事態応急対策拠点施設の整備等</b> (1) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、防災関係機関が一堂に会して情報の共有化を図り、関係者が一体となった緊急事態応急対策を実施するための緊急事態応急対策拠点施設である北海道原子力防災センター（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練や住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。</p> <p>北海道原子力防災センター概要 (資料2-2-5)</p> <p>(2) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、平常時より協力して、それぞれの役割と責任に応じて、オフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。</p> <p>(3) 国、道、関係町村及び原子力事業者は、オフサイトセンターが使用不能の場合において、寿都町総合文化センター及び喜茂別町農村環境改善センターを代替オフサイトセンターとして活用することとし、オフサイトセンターからの移転・立上げ体制を確保しておくものとする。なお、事態の進展や複合災害の状況等によっては、必要に応じて北海道後志総合振興局又は北海道庁をオフサイトセンターの代替として活用するものとする。</p> <p><b>9 人材及び防災資機材の確保に係る連携</b> 道は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、関係町村及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</p> <p><b>10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備</b> 道は、国、市町村、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された物の保管等に必要な場所の確保など）を行うものとする。</p> <p><b>第3節 避難収容活動体制の整備</b></p> <p><b>1 避難等に関する計画の作成</b> (1) 関係町村は、住民等の防護対策を実施するに当たっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、次の区域における避難計画を定めておくものとする。（第2章第8節2「社会的環境に関する資料」を参照。）なお、道は関係町村に対し、国、防災関係機関及び原子力事業者の協力のもと、避難計画の作成について支援するものとする。</p> <p>ア <u>予防的防護措置準備区域</u>：P A Z <u>放射性物質の環境への放出前の段階から、E A L に応じて</u>迅速な避難を行うための避難計画を作成し、施設敷地緊急事態発生時には施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等）のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難、原子力緊急事態宣言発出時には、P A Z 圏内の住民等の避難が直ちに可能な体制を構築するものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>イ 緊急時防護措置準備区域：UPZ OILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を作成するものとする。</p> <p>ウ 避難先は原則、UPZ外とし、市町村の境界を越えた避難計画の作成には、道が中心となって、市町村の間の調整を図るものとする。</p> <p>なお、計画の作成に際しては、特に幼稚園、学校、病院、福祉施設等の要配慮者関連施設の避難対策が迅速かつ円滑に実施できるよう体制の充実を図るものとする。</p> <p>(2) <u>避難行動の単位となる対象地区ごとに把握し、又は定めておく事項</u></p> <p>(ア) 人口 (イ) 地区の連絡責任者 (ウ) 集合場所（所在地） (エ) 避難所（所在地） (オ) 避難方法及び避難経路 (カ) コンクリート施設（名称、所在地、収容可能人員数） (キ) 自家用自動車（船舶）数 (ク) 移送を要する推定人員 (ケ) その他必要事項</p> <p>(3) 関係町村は、避難計画による避難等を実効性のあるものとするため、防災関係機関と連携し、渋滞が予測される箇所における避難誘導方法等に関する情報等を共有するとともに、災害発生から避難までの手順、避難指示の伝達、避難誘導などを定めた避難マニュアルや住民向けのおしりなどの作成に努め、道はその作成について支援するものとする。</p> <p><b>2 避難所等の確保等</b></p> <p>(1) 避難所の確保 避難の長期化を想定し、避難所における生活環境が良好なものであることが望ましく、特にプライバシーの確保、女性や高齢者、乳幼児、妊婦等の要配慮者に配慮し、旅館又はホテル等を避難所とする。 道は、関係町村の避難所となる旅館又はホテル等について、関係団体や施設管理者等と受け入れに関する調整を行うとともに、旅館又はホテル等が所在する市町村の協力も得ながら、避難体制を整備するものとする。</p> <p>関係町村は、道の協力のもと、避難所となる旅館又はホテル等と受け入れに係る協定等を締結するなど、必要な対応を行う。</p> <p>(2) 一時滞在場所の整備 道は、関係町村の住民が、旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所が必要とされる場合に備え、周辺市町村へ一時滞在場所の設置や避難者の受け入れができるよう、周辺市町村と連携を図ることとし具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。</p> <p>(3) 仮設住宅の建設に向けた整備 道は、国等の協力のもと、仮設住宅の建設に関し、建設可能な用地や建設に要する資機材の供給可能量を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保 道は、国及び関係町村と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図るなど避難誘導資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p><b>3 要配慮者に対する配慮</b></p> <p>(1) 道は、要配慮者及び一時滞者在者への対応を強化するため、防護措置の実施に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童生徒等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p>	<p>イ 緊急時防護措置準備区域：UPZ OILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を作成するものとする。</p> <p>ウ 避難先は原則、UPZ外とし、市町村の境界を越えた避難計画の作成には、道が中心となって、市町村の間の調整を図るものとする。</p> <p>なお、計画の作成に際しては、特に幼稚園、学校、病院、福祉施設等の要配慮者関連施設の避難対策が迅速かつ円滑に実施できるよう体制の充実を図るものとする。</p> <p>(2) <u>関係町村は、避難行動の単位となる対象地区ごとに、次の事項をあらかじめ把握し、又は定めておくものとする。</u></p> <p>(ア) 人口 (イ) 地区の連絡責任者 (ウ) <b>バス避難</b>集合場所（所在地） (エ) 避難所（所在地） (オ) 避難方法及び避難経路 (カ) コンクリート施設（名称、所在地、収容可能人員数） (キ) 自家用自動車（船舶）数 (ク) 移送を要する推定人員 (ケ) その他必要事項</p> <p>(3) 関係町村は、避難計画による避難等を実効性のあるものとするため、防災関係機関と連携し、渋滞が予測される箇所における避難誘導方法等に関する情報等を共有するとともに、災害発生から避難までの手順、避難指示の伝達、避難誘導などを定めた避難マニュアルや住民向けのおしりなどの作成に努め、道はその作成について支援するものとする。</p> <p><b>2 避難所等の確保等</b></p> <p>(1) 避難所の確保 避難の長期化を想定し、避難所における生活環境が良好なものであることが望ましく、特にプライバシーの確保、女性や高齢者、乳幼児、妊婦等の要配慮者に配慮し、旅館又はホテル等を避難所とする。 道は、関係町村の避難所となる旅館又はホテル等について、関係団体や施設管理者等と受け入れに関する調整を行うとともに、旅館又はホテル等が所在する市町村の協力も得ながら、避難体制を整備するものとする。</p> <p>関係町村は、道の協力のもと、避難所となる旅館又はホテル等と受け入れに係る協定等を締結するなど、必要な対応を行う。</p> <p>(2) 一時滞在場所の整備 道は、関係町村の住民が、旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所が必要とされる場合に備え、周辺市町村へ一時滞在場所の設置や避難者の受け入れができるよう、周辺市町村と連携を図ることとし具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。</p> <p>(3) 仮設住宅の建設に向けた整備 道は、国等の協力のもと、仮設住宅の建設に関し、建設可能な用地や建設に要する資機材の供給可能量を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保 道は、国及び関係町村と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図るなど避難誘導資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p><b>3 要配慮者等に対する配慮</b></p> <p>(1) 道は、要配慮者及び一時滞者在者 <u>(以下「要配慮者等」という。)</u> への対応を強化するため、防護措置の実施に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童生徒等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>



現 行	修 正 後	修正事由
<p>ア 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。</p> <p>イ 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係町村及び防災関係機関に対し、情報伝達体制の整備を支援する。</p> <p>ウ 避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受け入れ体制の整備を支援する。</p> <p>エ 災害発生時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する介護保険施設、障害者支援施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、当該施設等に対して、施設等間における利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。</p> <p>(2) 関係町村は、道の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に対する情報伝達体制や避難誘導体制を整備するとともに、避難行動要支援者に係る個別計画の策定等に努めるものとする。</p> <p>(3) 病院等医療機関の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。また、道は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し入院患者の転院先の調整方法について定めておくものとする。</p> <p>(4) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の避難誘導に配慮した体制の整備を図るものとする。また、道は、国の協力のもと社会福祉施設の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うものとする。</p> <p><b>4 学校等施設における避難計画の整備</b> 学校等施設の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するために、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法についての避難計画を作成するものとする。</p> <p><b>5 住民等の避難状況の確認体制の整備</b> 関係町村は、屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するため、避難先の市町村や防災関係機関と密接な連携を図るなどあらかじめ必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p><b>6 避難所・避難方法等の周知</b> 関係町村は、避難所、避難退域時検査場所、避難方法（バス等で避難する場合の集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずることもあることを併せて周知するものとする。</p> <p>第4節 通信連絡体制の整備 1 道、関係町村等の通信連絡体制の整備 道、関係町村及び原子力事業者は、国及び防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平常時より情報の収集・連絡体制の整備・充実に努めるとともに、専用回線ファクシミリ、専用回線電話、防災行政無線等の通信連絡設備の整備・維持及びその操作・運用方法の習熟に努める。また、複合災害に備え、有・無線系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進するなど、災害に強い通信連絡体制の充実強化を図るものとする。</p> <p>道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況 (資料2-4-1)</p>	<p>ア 要配慮者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。</p> <p>イ 要配慮者等に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、関係町村及び防災関係機関に対し、情報伝達体制の整備を支援する。</p> <p>ウ 避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受け入れ体制の整備を支援する。</p> <p>エ 災害発生時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する介護保険施設、障害者支援施設等と同種若しくは類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、当該施設等に対して、施設等間における利用者の受入れに関する災害協定が締結されるよう指導に努める。</p> <p>(2) 関係町村は、道の協力のもと、要配慮者等を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、平常時より要配慮者等に対する情報伝達体制や避難誘導体制を整備するとともに、避難行動要支援者に係る個別計画の策定等に努めるものとする。</p> <p>(3) 病院等医療機関の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。また、道は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し入院患者の転院先の調整方法について定めておくものとする。</p> <p>(4) 介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に入所者等の避難誘導に配慮した体制の整備を図るものとする。また、道は、国の協力のもと社会福祉施設の避難に備え、関係機関と連携し、入所者等の避難先の確保のための支援を行うものとする。</p> <p><b>4 学校等施設における避難計画の整備</b> 学校等施設の管理者は、道、関係町村と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するために、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法についての避難計画を作成するものとする。</p> <p><b>5 住民等の避難状況の確認体制の整備</b> 関係町村は、屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するため、避難先の市町村や防災関係機関と密接な連携を図るなどあらかじめ必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p><b>6 避難所・避難方法等の周知</b> 関係町村は、避難所、避難退域時検査場所、避難方法（バス等で避難する場合の集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずることもあることを併せて周知するものとする。</p> <p>第4節 通信連絡体制の整備 1 道、関係町村等の通信連絡体制の整備 道、関係町村及び原子力事業者は、国及び防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平常時より情報の収集・連絡体制の整備・充実に努めるとともに、専用回線ファクシミリ、専用回線電話、防災行政無線等の通信連絡設備の整備・維持及びその操作・運用方法の習熟に努める。また、複合災害に備え、有・無線系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進するなど、災害に強い通信連絡体制の充実強化を図るものとする。</p> <p>道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況 (資料2-4-1)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p><b>2 住民等に対する情報伝達体制の整備</b>  道及び関係町村は、国、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、緊急時において、被災者の危険回避のための情報を含め、住民等に対して正確、かつ、わかりやすい情報を迅速に伝達するため、同報無線、広報車等の広報設備及び機器等の整備やホームページ（インターネット）、CATV等の多様なメディア、携帯電話による災害・避難情報メールなどの活用を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備するものとする。</p> <p>第5節 緊急時モニタリング体制の整備  道は、原子力災害対策指針等に基づき、地方放射線モニタリング対策官やモニタリング関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な緊急時モニタリングを実施するため「緊急時モニタリング計画」を策定するとともに、道が行う緊急時モニタリングの実施内容を示した「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」を策定し、これらに基づき緊急時モニタリング体制の整備を行うものとする。  なお、国は、施設敷地緊急事態発生時の通報を受け、モニタリング関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施するため、「緊急時モニタリングセンター」を設置し、その後の緊急時モニタリングを統括するものとされている。</p> <p><b>1 モニタリング要員等の体制整備</b>  (1) 道及び関係町村の体制整備  道は、原子力災害時における緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、あらかじめモニタリング要員を登録するものとする。  関係町村は、知事の要請に基づき、モニタリング要員を派遣するなど、道が行う緊急時モニタリング活動に協力するものとする。  道は、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会等に出席させるなど緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得等に努めるものとする。</p> <p>(2) 国等の体制整備  国（原子力規制委員会）、指定公共機関（国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）及び北海道電力を除く原子力事業者は、原子力災害時に現地に動員すべきモニタリング要員の動員体制を確保することとされている。</p> <p>(3) 原子力事業者の体制整備  原子力事業者は、道が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、モニタリング要員の派遣や環境放射線モニタリング設備・機器等の貸与等に必要な体制を整備するものとする。</p> <p>緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両 （資料2-5-1）</p> <p><b>2 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備</b>  (1) 道が行う設備・機器等の整備  道は、平常時及び緊急時における泊発電所周辺を含めた道内の環境放射線及び放射性物質に関する迅速な状況把握や、住民等への情報提供のため、環境放射線テレメータシステム等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備し、維持管理するものとする。  なお、道内の環境放射線に関する状況把握については、国（原子力規制委員会）の環境放射能水準調査による観測データも活用する。</p> <p>(2) 国等が行う設備・機器等の整備  国（原子力規制委員会）、指定公共機関（国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）及びその他の原子力事業者は、原子力災害時に現地に派遣するモニタリング要員等が持参する環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持管理することとされている。</p>	<p><b>2 住民等に対する情報伝達体制の整備</b>  道及び関係町村は、国、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、緊急時において、被災者の危険回避のための情報を含め、住民等に対して正確、かつ、わかりやすい情報を迅速に伝達するため、同報無線、広報車等の広報設備及び機器等の整備やホームページ（インターネット）、CATV等の多様なメディア、携帯電話による災害・避難情報メールなどの活用を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備するものとする。</p> <p>第5節 緊急時モニタリング体制の整備  道は、原子力災害対策指針等に基づき、地方放射線モニタリング対策官やモニタリング関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な緊急時モニタリングを実施するため「緊急時モニタリング計画」を策定するとともに、道が行う緊急時モニタリングの実施内容を示した「緊急時環境放射線モニタリング実施要領」を策定し、これらに基づき緊急時モニタリング体制の整備を行うものとする。  なお、国は、施設敷地緊急事態発生時の通報を受け、モニタリング関係機関が連携して緊急時モニタリングを実施するため、「緊急時モニタリングセンター」を設置し、その後の緊急時モニタリングを統括するものとされている。</p> <p><b>1 緊急時モニタリング要員等の体制整備</b>  (1) 道及び関係町村の体制整備  道は、原子力災害時における緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を確保するため、あらかじめモニタリング要員を登録するものとする。  関係町村は、知事の要請に基づき、モニタリング要員を派遣するなど、道が行う緊急時モニタリング活動に協力するものとする。  道は、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会等に出席させるなど緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得等に努めるものとする。</p> <p>(2) 国等の体制整備  国（原子力規制委員会）、指定公共機関（国立研究開発法人<b>量子科学技術研究開発機構</b>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）及び北海道電力を除く原子力事業者は、原子力災害時に現地に動員すべきモニタリング要員の動員体制を確保することとされている。</p> <p>(3) 原子力事業者の体制整備  原子力事業者は、道が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、モニタリング要員の派遣や環境放射線モニタリング設備・機器等の貸与等に必要な体制を整備するものとする。</p> <p>緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両 （資料2-5-1）</p> <p><b>2 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備</b>  (1) 道が行う設備・機器等の整備  道は、平常時及び緊急時における泊発電所周辺を含めた道内の環境放射線及び放射性物質に関する迅速な状況把握や、住民等への情報提供のため、環境放射線テレメータシステム等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備し、維持管理するものとする。  なお、道内の環境放射線に関する状況把握については、国（原子力規制委員会）の環境放射能水準調査による観測データも活用する。</p> <p>(2) 国等が行う設備・機器等の整備  国（原子力規制委員会）、指定公共機関（国立研究開発法人<b>量子科学技術研究開発機構</b>、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）及びその他の原子力事業者は、原子力災害時に現地に派遣するモニタリング要員等が持参する環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持管理することとされている。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>名称変更（H28.4.1）</p> <p>名称変更（H28.4.1）</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>(3) 原子力事業者が行う設備・機器等の整備  原子力事業者は、泊発電所敷地境界周辺モニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、ガンマ線用可搬型測定機器、サーベイメータ等必要な環境放射線モニタリング設備・機器等を整備するものとする。</p> <p>環境放射線テレメータシステム図 (資料2-5-2)  リアルタイム線量測定システム図 (資料2-5-3)  気象・海象観測機器の整備状況 (資料2-5-4)  道及び原子力事業者所有の環境放射線モニタリング設備・機器等の整備状況 (資料2-5-5)</p> <p>第6節 原子力災害医療活動体制の整備  <b>1 原子力災害医療体制の整備</b>  道は、国と協力し、原子力災害医療を実施する原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関（以下「原子力災害拠点病院等」という。）の整備を図るなど、原子力災害医療体制を整備・維持するものとする。原子力災害拠点病院等は、原子力災害医療派遣チームの設置など原子力災害医療を実施するための組織体制の整備を図るものとする。  また、原子力災害医療活動を充実強化するため、既存の救急・災害医療を活用し、一般傷病者に対する救急医療に対応できる広域的な原子力災害医療体制の構築に努めるものとする。  なお、国は、原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行う高度被ばく医療センター及び平時から原子力災害拠点病院に対する支援等を行う原子力災害医療・総合支援センターを指定することとしている。</p> <p><b>2 医療活動用資機材、体制の整備</b>  道は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、原子力災害時における放射性物質による人体の汚染状況を測定するための放射線測定資機材及び除染用資機材並びに安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>原子力災害医療活動用資機材等の配備状況 (資料2-6-1)  安定ヨウ素剤の配備状況 (資料2-6-2)</p> <p><b>3 医療関係者等の参加・連携による体制の構築</b>  道は、実効的な原子力災害医療が行われるよう原子力災害医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図り、医療関係者に対する専門的な研修や訓練を実施するものとする。また、道は、原子力災害医療・総合支援センターと連携して、被ばく傷病者等に対する初期診療等を担う原子力災害拠点病院等に医療関係者を積極的に関与させるなど、原子力災害医療ネットワークの構築に努めるものとする。</p> <p><b>4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</b>  道は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係町村、医療機関等と連携して、住民等への安定ヨウ素剤の配布体制を整備するなど、緊急時において速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行える体制を構築するものとし、その手続きについては別途定めるものとする。</p> <p>第7節 防災資機材の整備  道、関係町村及び防災関係機関は、原子力災害時における避難等の誘導及び立入制限等の応急対策活動に従事する職員等の安全を確保するため、防災資機材の整備を図るものとする。</p> <p>防災資機材の整備状況 (資料2-7-1)</p>	<p>(3) 原子力事業者が行う設備・機器等の整備  原子力事業者は、泊発電所敷地境界周辺モニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、ガンマ線用可搬型測定機器、サーベイメータ等必要な環境放射線モニタリング設備・機器等を整備するものとする。</p> <p>環境放射線テレメータシステム図 (資料2-5-2)  リアルタイム線量測定システム図 (資料2-5-3)  気象・海象観測機器の整備状況 (資料2-5-4)  道及び原子力事業者所有の環境放射線モニタリング設備・機器等の整備状況 (資料2-5-5)</p> <p>第6節 原子力災害医療活動体制の整備  <b>1 原子力災害医療体制の整備</b>  道は、国と協力し、原子力災害医療を実施する原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関（以下「原子力災害拠点病院等」という。）の整備を図るなど、原子力災害医療体制を整備・維持するものとする。原子力災害拠点病院等は、原子力災害医療派遣チームの設置など原子力災害医療を実施するための組織体制の整備を図るものとする。  また、原子力災害医療活動を充実強化するため、既存の救急・災害医療を活用し、一般傷病者に対する救急医療に対応できる広域的な原子力災害医療体制の構築に努めるものとする。  なお、国は、原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行う高度被ばく医療センター及び平時から原子力災害拠点病院等に対する支援等を行う原子力災害医療・総合支援センターを指定することとしている。</p> <p><b>2 医療活動用資機材、体制の整備</b>  道は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、原子力災害時における放射性物質による人体の汚染状況を測定するための放射線測定資機材及び除染用資機材並びに安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。</p> <p>原子力災害医療活動用資機材等の配備状況 (資料2-6-1)  安定ヨウ素剤の配備状況 (資料2-6-2)</p> <p><b>3 医療関係者等の参加・連携による体制の構築</b>  道は、実効的な原子力災害医療が行われるよう原子力災害医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図り、医療関係者に対する専門的な研修や訓練を実施するものとする。また、道は、原子力災害医療・総合支援センターと連携して、被ばく傷病者等に対する初期診療等を担う原子力災害拠点病院等に医療関係者を積極的に関与させるなど、原子力災害医療ネットワークの構築に努めるものとする。</p> <p><b>4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</b>  道は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係町村、医療機関等と連携して、住民等への安定ヨウ素剤の配布体制を整備するなど、緊急時において速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行える体制を構築するものとし、その手続きについては別途定めるものとする。</p> <p>第7節 防災資機材の整備  道、関係町村及び防災関係機関は、原子力災害時における避難等の誘導及び立入制限等の応急対策活動に従事する職員等の安全を確保するため、防災資機材の整備を図るものとする。</p> <p>防災資機材の整備状況 (資料2-7-1)</p>	<p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>第8節 防災対策資料の整備</p> <p>道及び関係町村は、国、原子力事業者及びその他関係機関と連携し、原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策の実施に資するため、この節以外に掲げる資料のほか、泊発電所や社会的・自然的環境に関する資料等周辺地域の防災対策上必要とされる資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部等の事務局及びオフサイトセンターに適切に備え付けるものとする。</p> <p>1 泊発電所に関する資料</p> <p>施設配置図、プラント系統図、発電所周辺地図、発電所周辺航空写真（道及びオフサイトセンター等に備え付け）</p> <p>2 社会的環境に関する資料</p> <p>(1) 人口に関する資料 (資料2-8-1～資料2-8-3)</p> <p>(2) 道路及び陸上輸送に関する資料 (資料2-8-4～資料2-8-8)</p> <p>(3) 港湾及び海上輸送に関する資料 (資料2-8-9～資料2-8-12)</p> <p>(4) ヘリポート及び航空輸送に関する資料 (資料2-8-13～資料2-8-15)</p> <p>(5) 報道機関及び広報施設等に関する資料 (資料2-8-16～資料2-8-17)</p> <p>(6) 避難者収容施設に関する資料 (資料2-8-18～資料2-8-19)</p> <p>(7) 医療施設等に関する資料 (資料2-8-20～資料2-8-23)</p> <p>(8) 飲料水及び農林水産物に関する資料 (資料2-8-24～資料2-8-32)</p> <p>3 自然的環境に関する資料</p> <p>(1) 平常時環境放射線モニタリングに関する資料 （環境放射線監視及び温排水影響調査基本計画資料集、泊発電所周辺環境放射線監視結果報告書等を道及びオフサイトセンター等に備え付け）</p> <p>(2) 気象・海象に関する資料 (資料2-8-33～資料2-8-35)</p>	<p>第8節 防災対策資料の整備</p> <p>道及び関係町村は、国、原子力事業者及びその他関係機関と連携し、原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策の実施に資するため、この節以外に掲げる資料のほか、泊発電所や社会的・自然的環境に関する資料等周辺地域の防災対策上必要とされる資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部等の事務局及びオフサイトセンターに適切に備え付けるものとする。</p> <p>1 泊発電所に関する資料</p> <p>施設配置図、プラント系統図、発電所周辺地図、発電所周辺航空写真（道及びオフサイトセンター等に備え付け）</p> <p>2 社会的環境に関する資料</p> <p>(1) 人口に関する資料 (資料2-8-1～資料2-8-3)</p> <p>(2) 道路及び陸上輸送に関する資料 (資料2-8-4～資料2-8-8)</p> <p>(3) 港湾及び海上輸送に関する資料 (資料2-8-9～資料2-8-12)</p> <p>(4) ヘリポート及び航空輸送に関する資料 (資料2-8-13～資料2-8-15)</p> <p>(5) 報道機関及び広報施設等に関する資料 (資料2-8-16～資料2-8-17)</p> <p>(6) 避難者収容施設に関する資料 (資料2-8-18～資料2-8-19)</p> <p>(7) 医療施設等に関する資料 (資料2-8-20～資料2-8-23)</p> <p>(8) 飲料水及び農林水産物に関する資料 (資料2-8-24～資料2-8-32)</p> <p>3 自然的環境に関する資料</p> <p>(1) 平常時環境放射線モニタリングに関する資料 （環境放射線監視及び温排水影響調査基本計画資料集、泊発電所周辺環境放射線監視結果報告書等を道及びオフサイトセンター等に備え付け）</p> <p>(2) 気象・海象に関する資料 (資料2-8-33～資料2-8-35)</p>	
<p>第9節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>道は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、道関係機関が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p>	<p>第9節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>道は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、道関係機関が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の避難先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。</p>	
<p>第10節 原子力防災に関する知識の普及と啓発</p> <p>道は、国、関係町村及び防災関係機関と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を図るため、講習会等の実施、パンフレットの配布、ホームページの充実など様々な手段を活用して、次に掲げる事項について継続的に広報活動に取り組むとともに、関係町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>また、道は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実にも努めるものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること</p> <p>(2) 原子力施設の概要に関すること</p> <p>(3) 原子力災害とその特性に関すること</p> <p>(4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること</p> <p>(5) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること</p> <p>(6) 要配慮者への支援に関すること</p> <p>(7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難所での行動等に関すること</p> <p>(8) その他必要と認める事項</p>	<p>第10節 原子力防災に関する知識の普及と啓発</p> <p>道は、国、関係町村及び防災関係機関と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を図るため、講習会等の実施、パンフレットの配布、ホームページの充実など様々な手段を活用して、次に掲げる事項について継続的に広報活動に取り組むとともに、関係町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。</p> <p>また、道は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実にも努めるものとする。</p> <p>なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること</p> <p>(2) 原子力施設の概要に関すること</p> <p>(3) 原子力災害とその特性に関すること</p> <p>(4) 放射線による健康への影響、<b>環境放射線</b>モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること</p> <p>(5) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること</p> <p>(6) 要配慮者への支援に関すること</p> <p>(7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難所での行動等に関すること</p> <p>(8) その他必要と認める事項</p>	<p>表現の適正化</p>



現 行	修 正 後	修正事由
<p>第11節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>道は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国、関係町村及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を実施するものとする。</p> <p>なお、研修成果を訓練等において確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力防災対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子力防災体制及び組織に関すること</li> <li>(2) 原子力発電所等の施設に関すること</li> <li>(3) 原子力災害とその特性に関すること</li> <li>(4) 放射線防護に関すること</li> <li>(5) 緊急時モニタリングに関すること</li> <li>(6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること</li> <li>(7) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること</li> <li>(8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること</li> <li>(9) 原子力災害医療活動に関すること</li> <li>(10) その他緊急時対応に関すること</li> </ol> <p>第12節 原子力防災訓練の実施</p> <p>1 道の原子力防災訓練の実施</p> <p>道は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携して、原子力防災に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、あわせて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練等を各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画的に実施するものとする。</p> <p>なお、訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定し、<u>即時避難</u>やO I Lに基づく避難を伴う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練（図上演習等）など現場における判断力の向上に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>また、道は訓練を実施した後、関係町村や防災関係機関等に対する事後調査を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練方法等の改善等に活用するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部等設置運営訓練</li> <li>(2) 緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）運営訓練</li> <li>(3) 緊急時通信連絡訓練</li> <li>(4) 緊急時環境放射線モニタリング訓練</li> <li>(5) 原子力災害医療活動訓練</li> <li>(6) 住民広報訓練</li> <li>(7) 住民避難訓練</li> </ol> <p>2 国の総合的な原子力防災訓練への参画</p> <p>道、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関は、泊発電所が原災法第13条に基づく国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、防災訓練の実施計画の策定及び訓練の実施に共同して参画するものとする。</p>	<p>第11節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>道は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国、関係町村及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を実施するものとする。</p> <p>なお、研修成果を訓練等において確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力防災対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子力防災体制及び組織に関すること</li> <li>(2) 原子力発電所等の施設に関すること</li> <li>(3) 原子力災害とその特性に関すること</li> <li>(4) 放射線防護に関すること</li> <li>(5) 緊急時モニタリングに関すること</li> <li>(6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること</li> <li>(7) 緊急時に道や国等が講じる対策の内容に関すること</li> <li>(8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること</li> <li>(9) 原子力災害医療活動に関すること</li> <li>(10) その他緊急時対応に関すること</li> </ol> <p>第12節 原子力防災訓練の実施</p> <p>1 道の原子力防災訓練の実施</p> <p>道は、国、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関と連携して、原子力防災に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、あわせて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練等を各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画的に実施するものとする。</p> <p>なお、訓練の実施に当たっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定し、<u>E A Lに応じた予防的な防護措置</u>やO I Lに基づく避難等を伴う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練（図上演習等）など現場における判断力の向上に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。</p> <p>また、道は訓練を実施した後、関係町村や防災関係機関等に対する事後調査を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練方法等の改善等に活用するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害対策本部等設置運営訓練</li> <li>(2) 緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）運営訓練</li> <li>(3) 緊急時通信連絡訓練</li> <li>(4) 緊急時環境放射線モニタリング訓練</li> <li>(5) 原子力災害医療活動訓練</li> <li>(6) 住民広報訓練</li> <li>(7) 住民避難訓練</li> </ol> <p>2 国の総合的な原子力防災訓練への参画</p> <p>道、関係町村、原子力事業者及び防災関係機関は、泊発電所が原災法第13条に基づく国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、防災訓練の実施計画の策定及び訓練の実施に共同して参画するものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>第13節 泊発電所上空の飛行規制 泊発電所上空の航空安全確保に関する規制等の措置については、次のとおりである。</p> <p><b>1 国（国土交通省）の規制措置</b> 泊発電所の上空における訓練及び試験飛行については、北緯43°02'17" 東経140°30'47"の地点を中心とする半径2ノーチカル・マイル（約3.6km）で囲まれている区域の直上空域であって高度2,000フィート（約600m）未満の空域を除くとされている。 泊発電所において緊急事態が発生した場合、周辺を飛行する航空機の安全を確保するため、災害の状況に応じて当該空域の飛行制限等を実施するものとする。 なお、訓練及び試験飛行空域内であっても、泊発電所上空においては、原則として訓練及び試験飛行は避け、やむを得ず行う場合であっても、水平飛行等の通常の飛行以外の飛行は行わないよう指導がなされている。</p> <p><b>2 原子力事業者の措置</b> 原子力事業者は、航空機の操縦士が施設上空の飛行を回避できるよう泊発電所構内に原子力施設用灯火を整備し、維持管理に努めるものとする。</p>	<p>第13節 泊発電所上空の飛行規制 泊発電所上空の航空安全確保に関する規制等の措置については、次のとおりである。</p> <p><b>1 国（国土交通省）の規制措置</b> 泊発電所の上空における訓練及び試験飛行については、北緯43°02'17" 東経140°30'47"の地点を中心とする半径2ノーチカル・マイル（約3.6km）で囲まれている区域の直上空域であって高度2,000フィート（約600m）未満の空域を除くとされている。 泊発電所において緊急事態が発生した場合、周辺を飛行する航空機の安全を確保するため、災害の状況に応じて当該空域の飛行制限等を実施するものとする。 なお、訓練及び試験飛行空域内であっても、泊発電所上空においては、原則として訓練及び試験飛行は避け、やむを得ず行う場合であっても、水平飛行等の通常の飛行以外の飛行は行わないよう指導がなされている。</p> <p><b>2 原子力事業者の措置</b> 原子力事業者は、航空機の操縦士が施設上空の飛行を回避できるよう泊発電所構内に原子力施設用灯火を整備し、維持管理に努めるものとする。</p>	
<p style="text-align: center;"><b>第3章 緊急事態応急対策</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 緊急事態応急対策</b></p>	
<p>本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。</p>	<p>本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。</p>	
<p>第1節 事故状況等の把握及び通報連絡 泊発電所において、警戒事態等が発生した場合は、道、関係町村及び防災関係機関相互において、図3-1-1で示す通報連絡系統図を基本としてそれぞれ次のとおり通報連絡を行うとともに、道は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p>	<p>第1節 事故状況等の把握及び通報連絡 泊発電所において、警戒事態等が発生した場合は、道、関係町村及び防災関係機関相互において、図3-1-1で示す通報連絡系統図を基本としてそれぞれ次のとおり通報連絡を行うとともに、道は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p>	
<p><b>1 情報収集事態発生情報の連絡</b> 知事は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、職員の動員・配備等の必要な体制をとるものとする。</p>	<p><b>1 情報収集事態発生情報の連絡</b> 知事は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、職員の動員・配備等の必要な体制をとるものとする。</p>	
<p><b>2 警戒事態発生情報の連絡</b> 知事は、原子力規制委員会から警戒事態の通報があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。 また、原子力防災専門官等と緊密な連携をとり、施設の状況把握に努めるとともに、応急対策の準備を開始したときは速やかに関係町村及び防災関係機関に対し通報連絡を行うものとする。</p>	<p><b>2 警戒事態発生情報の連絡</b> 知事は、原子力規制委員会から警戒事態の通報があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。 また、原子力防災専門官等と緊密な連携をとり、施設の状況把握に努めるとともに、応急対策の準備を開始したときは速やかに関係町村及び防災関係機関に対し通報連絡を行うものとする。</p>	
<p>泊発電所異常事態通報様式 (資料3-1-1) 原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準 (資料3-1-2) 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 (資料3-1-3)</p>	<p>泊発電所異常事態通報様式 (資料3-1-1) 原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準 (資料3-1-2) 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧 (資料3-1-3)</p>	
<p><b>3 施設敷地緊急事態発生情報の連絡</b> (1) 原子力防災管理者の通報連絡 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態に該当する事象発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに、所定の様式（原災法施行規則に定める「第10条通報」様式）により国、道、関係町村、北海道警察本部、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部及び北後志消防組合消防本部等に対し、通報するものとする。また、第2報以降においては、原則として異常事態連絡様式により、定時に通報し又は事故の推移によっては、随時迅速に通報するものとする。</p>	<p><b>3 施設敷地緊急事態発生情報の連絡</b> (1) 原子力防災管理者の通報連絡 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態に該当する事象発生後又は発生<sup>生</sup>の通報を受けた場合、直ちに、所定の様式（原災法施行規則に定める「第10条通報」様式）により国、道、関係町村、北海道警察本部、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部及び北後志消防組合消防本部等に対し、通報するものとする。また、第2報以降においては、原則として異常事態連絡様式により、定時に通報し又は事故の推移によっては、随時迅速に通報するものとする。</p>	<p>表現の適正化</p>

現 行	修 正 後	修正事由
<p>原災法第10条第1項に基づく通報基準 (資料3-1-4)</p> <p>(2) 国の通報連絡  ア 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を发出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について道、関係町村、北海道警察本部及び公衆に連絡するものとする。また、原子力規制委員会は、関係する市町村に対して、次のとおり要請する。  ・P A Z内の町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこと。  ・U P Z内の町村に対しては、屋内退避の準備を行うこと。  ・U P Z外の市町村に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力すること。  イ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。  また、原子力防災専門官は、(3) のアの連絡を受けた場合、直ちに原子力保安検査官と連絡を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (資料3-1-5)</p> <p>(3) 道の通報連絡  ア 道は、泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値（敷地境界付近等で5 <math>\mu</math> Sv/h）を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとする。  イ 道は、原子力防災管理者及び国から通報連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係町村及び防災関係機関に対して連絡するものとする。  ・P A Z内の町村と同様の情報をU P Z内の町村に連絡すること  ・U P Z内の町村に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を連絡すること</p> <p>(4) 関係町村の通報連絡  関係町村長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、その通報連絡事項について、直ちに、警察署長、海上保安部長及び消防長など防災関係機関の長に対して連絡するものとする。</p> <p>(5) 消防本部の通報連絡  岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長及び北後志消防組合消防長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、直ちに所属消防署（支署）長に通報し必要な指示を行うものとする。</p> <p><b>4 応急対策活動情報の連絡</b>  (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡  ア 原子力防災管理者は、道をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係町村、北海道警察本部、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。  イ 道は、国との間において、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。  ウ 道は、関係町村及び防災関係機関との間において、国及び原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。  エ 道は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p>	<p>原災法第10条第1項に基づく通報基準 (資料3-1-4)</p> <p>(2) 国の通報連絡  ア 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を发出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について道、関係町村、北海道警察本部及び公衆に連絡するものとする。また、原子力規制委員会は、関係する市町村に対して、次のとおり要請する。  ・P A Z内の町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うこと。  ・U P Z内の町村に対しては、屋内退避の準備を行うこと。  ・U P Z外の市町村に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力すること。  イ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。  また、原子力防災専門官は、(3) のアの連絡を受けた場合、直ちに原子力保安検査官と連絡を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p>原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (資料3-1-5)</p> <p>(3) 道の通報連絡  ア 道は、泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値（敷地境界付近等で5 <math>\mu</math> Sv/h）を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとする。  イ 道は、原子力防災管理者及び国から通報連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係町村及び防災関係機関に対して連絡するものとする。  ・P A Z内の町村と同様の情報をU P Z内の町村に連絡すること  ・U P Z内の町村に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を連絡すること</p> <p>(4) 関係町村の通報連絡  関係町村長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、その通報連絡事項について、直ちに、警察署長、海上保安部長及び消防長など防災関係機関の長に対して連絡するものとする。</p> <p>(5) 消防本部の通報連絡  岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長及び北後志消防組合消防長は、原子力防災管理者から通報を受けた場合は、直ちに所属消防署（支署）長に通報し必要な指示を行うものとする。</p> <p><b>4 応急対策活動情報の連絡</b>  (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡  ア 原子力防災管理者は、道をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、関係町村、北海道警察本部、岩内警察署、小樽海上保安部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。  イ 道は、国との間において、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。  ウ 道は、関係町村及び防災関係機関との間において、国及び原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。  エ 道は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p>	

現 行	修 正 後	修正事由																																
<p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） ア 道は、国の原子力災害現地対策本部（以下「国の現地対策本部」という。）や関係町村の災害対策本部及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、道が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。 イ 道は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、道が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>5 一般通信回線が使用できない場合の対処 道は、地震や津波等の影響に伴い、一般通信回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">＜図3-1-1＞（略）</p> <p>第2節 応急活動体制 1 配備体制及び災害対策本部等の設置 知事は、原子力規制委員会からの情報収集事態又は警戒事態の発生通報や原子力防災管理者からの施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は不測の事態にも的確に対応するため特に知事が必要と認めるときに次の応急活動体制をとり、国の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。 また、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="147 770 896 1406"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>配備体制の基準</th> <th>本部設置</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常 配備</td> <td>原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき</td> <td></td> <td>総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部情報統計局情報政策課、環境生活部環境局環境政策課、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第2 非常 配備</td> <td>1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認めたととき</td> <td>警戒本部の設置</td> <td>災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第3 非常 配備</td> <td>1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき 3 その他特に知事が必要と認めたととき</td> <td>災害対策本部の設置</td> <td>災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	配備体制の基準	本部設置	配備体制	第1 非常 配備	原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部情報統計局情報政策課、環境生活部環境局環境政策課、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。	第2 非常 配備	1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認めたととき	警戒本部の設置	災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	第3 非常 配備	1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき 3 その他特に知事が必要と認めたととき	災害対策本部の設置	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。	<p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡） ア 道は、国の原子力災害現地対策本部（以下「国の現地対策本部」という。）や関係町村の災害対策本部及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けたグループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、道が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。 イ 道は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、道が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>5 一般通信回線が使用できない場合の対処 道は、地震や津波等の影響に伴い、一般通信回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">＜図3-1-1＞（略）</p> <p>第2節 応急活動体制 1 配備体制及び災害対策本部等の設置 知事は、原子力規制委員会からの情報収集事態又は警戒事態の発生通報や原子力防災管理者からの施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は不測の事態にも的確に対応するため特に知事が必要と認めるときに次の応急活動体制をとり、国の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。 また、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1099 770 1848 1406"> <thead> <tr> <th>体制区分</th> <th>配備体制の基準</th> <th>本部設置</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常 配備</td> <td>原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき</td> <td></td> <td>総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部情報統計局情報政策課、環境生活部環境局環境政策課、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第2 非常 配備</td> <td>1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認めたととき</td> <td>警戒本部の設置</td> <td>災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第3 非常 配備</td> <td>1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき 3 その他特に知事が必要と認めたととき</td> <td>災害対策本部の設置</td> <td>災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。</td> </tr> </tbody> </table>	体制区分	配備体制の基準	本部設置	配備体制	第1 非常 配備	原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部情報統計局情報政策課、環境生活部環境局環境政策課、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。	第2 非常 配備	1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認めたととき	警戒本部の設置	災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	第3 非常 配備	1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき 3 その他特に知事が必要と認めたととき	災害対策本部の設置	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。	
体制区分	配備体制の基準	本部設置	配備体制																															
第1 非常 配備	原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部情報統計局情報政策課、環境生活部環境局環境政策課、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。																															
第2 非常 配備	1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認めたととき	警戒本部の設置	災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。																															
第3 非常 配備	1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき 3 その他特に知事が必要と認めたととき	災害対策本部の設置	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。																															
体制区分	配備体制の基準	本部設置	配備体制																															
第1 非常 配備	原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したとき		総務部危機対策局、総合政策部知事室広報広聴課、総合政策部情報統計局情報政策課、環境生活部環境局環境政策課、保健福祉部地域医療推進局地域医療課、後志総合振興局及び原子力環境センターの所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。																															
第2 非常 配備	1 原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したとき 2 その他特に知事が必要と認めたととき	警戒本部の設置	災害応急対策に関係のある部の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。																															
第3 非常 配備	1 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報を受けたとき 2 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出（全面緊急事態）したとき 3 その他特に知事が必要と認めたととき	災害対策本部の設置	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。																															

現 行	修 正 後	修正事由
-----	-------	------

**2 第1非常配備（初期活動体制）**  
 (1) 知事は、原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したときは、直ちに第1非常配備体制をとることとする。  
 なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう連絡体制を整備するとともに、必要と認めるときは緊急幹部会議（構成：知事、副知事、危機管理監）を招集し、初期活動に万全を期すものとする。  
 第1非常配備（初期活動体制）は、図3-2-1のとおりとする。

図3-2-1 第1非常配備（初期活動体制）

[本 庁]

部 名	課 名	所 掌 事 務
総務部	危機対策課	1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報連絡に関すること。 2 後志総合振興局及び庁内各部署との通報連絡に関すること。
	原子力安全対策課	1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調整に関すること。 2 原子力環境センターからの情報収集に関すること。 3 緊急時モニタリングに関すること。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関すること。
総合政策部	知事室 広報広聴課	広報に関すること。
	情報統計局 情報政策課	防災無線の統制に関すること。
環境生活部	環境局 環境政策課	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。
保健福祉部	地域医療推進局 地域医療課	原子力災害医療活動に関すること。

[現 地]

機 関 名	課 名	所 掌 事 務
後志総合振興局	総務課	防災無線の統制に関すること。
	地域政策課	危機対策課及び関係町村との通報連絡に関すること。
	環境生活課	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。
	岩内地域保健室	医療活動の準備に関すること。
原子力環境センター		1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡に関すること。 2 緊急時モニタリングに関すること。

(2) 知事は、警戒事態に至る可能性がないと認めた場合、又は原子力災害警戒本部を設置した場合は、第1非常配備体制を解除する。

**2 第1非常配備（初期活動体制）**  
 (1) 知事は、原子力規制委員会から情報収集事態の発生通報を受けた場合など、情報収集事態の発生を認知したときは、直ちに第1非常配備体制をとることとする。  
 なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう連絡体制を整備するとともに、必要と認めるときは緊急幹部会議（構成：知事、副知事、危機管理監）を招集し、初期活動に万全を期すものとする。  
 第1非常配備（初期活動体制）は、図3-2-1のとおりとする。

図3-2-1 第1非常配備（初期活動体制）

[本 庁]

部 名	課 名	所 掌 事 務
総務部	危機対策課	1 国（消防庁）及び防災関係機関との通報連絡に関すること。 2 後志総合振興局及び庁内各部署との通報連絡に関すること。
	原子力安全対策課	1 国（原子力規制庁、内閣府）との連絡調整に関すること。 2 原子力環境センターからの情報収集に関すること。 3 緊急時モニタリングに関すること。 4 北海道電力株式会社からの情報収集に関すること。
総合政策部	知事室 広報広聴課	広報に関すること。
	情報統計局 情報政策課	防災無線の統制に関すること。
環境生活部	環境局 環境政策課	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。
保健福祉部	地域医療推進局 地域医療課	原子力災害医療活動に関すること。

機 関 名	課 名	所 掌 事 務
後志総合振興局	総務課	防災無線の統制に関すること。
	地域政策課	危機対策課及び関係町村との通報連絡に関すること。
	環境生活課	緊急時モニタリング要員の派遣に関すること。
	岩内地域保健室	医療活動の準備に関すること。
原子力環境センター		1 事故状況の把握及び原子力安全対策課との通報連絡に関すること。 2 緊急時モニタリングに関すること。

(2) 知事は、警戒事態に至る可能性がないと認めた場合、又は原子力災害警戒本部を設置した場合は、第1非常配備体制を解除する。

現 行	修 正 後	修正事由
<p><b>3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置）</b></p> <p>(1) 原子力災害警戒本部の設置及び組織等  知事は、原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したときは、直ちに第2非常配備体制をとると同時に、原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。  また警戒本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置し、所定の職員を迅速に派遣する。なお、知事は、災害の事態に応じて、先行的に災害対策に要する職員を派遣するものとする。  第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）は図3-2-2、第2非常配備（現地警戒本部の組織及び所掌事務）は図3-2-3のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;図3-2-2&gt;（略）  &lt;図3-2-3&gt;（略）</p> <p>(2) オフサイトセンターの設営準備  警戒本部長は、警戒事態が発生した場合、必要に応じオフサイトセンターに資機材や関係資料の配置など設営準備への協力を行うものとする。</p> <p>(3) 関係町村の活動体制  P A Zを有する関係町村長は、警戒事態が発生した場合は、災害応急対策に対応する屋内退避所や集合同所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。</p> <p>(4) 警戒本部及び現地警戒本部の廃止  知事は、災害応急活動の必要が無くなったと認めた場合、又は基本法、原災法に基づく北海道災害対策本部を設置した場合は、第2非常配備体制を解除し、警戒本部及び現地警戒本部を廃止するものとする。  また、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p><b>4 第3非常配備（災害対策本部の設置）</b></p> <p>(1) 災害対策本部の設置及び組織等  知事は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を发出（全面緊急事態）した場合は、直ちに第3非常配備体制をとると同時に、北海道災害対策本部条例（昭和37年11月1日北海道条例第54条）の規定に基づき、北海道災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び北海道災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を設置するものとする。  第3非常配備（災害対策本部の組織及び主な所掌事務）は、図3-2-4のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;図3-2-4&gt;（略）</p> <p>(2) 現地災害対策本部  本部長は、災害対策本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に北海道現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するとともに、オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動を行う機能班に所定の職員を迅速に派遣する。  ア 組織及び所掌事務  第3非常配備（現地本部の組織）は、図3-2-5のとおりとし、各班の主な所掌事務は次のとおりとする。  なお、各班の班長を（3）に定める原子力災害合同対策協議会に派遣した場合、班長が指名する副班長が班の事務を所掌し、指揮監督する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;図3-2-5&gt;（略）</p>	<p><b>3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置）</b></p> <p>(1) 原子力災害警戒本部の設置及び組織等  知事は、原子力規制委員会から警戒事態の発生通報を受けた場合など、警戒事態の発生を認知したときは、直ちに第2非常配備体制をとると同時に、原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。  また警戒本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置し、所定の職員を迅速に派遣する。なお、知事は、災害の事態に応じて、先行的に災害対策に要する職員を派遣するものとする。  第2非常配備（警戒本部の組織及び主な所掌事務）は図3-2-2、第2非常配備（現地警戒本部の組織及び所掌事務）は図3-2-3のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;図3-2-2&gt;（略）  &lt;図3-2-3&gt;（略）</p> <p>(2) オフサイトセンターの設営準備  警戒本部長は、警戒事態が発生した場合、必要に応じオフサイトセンターに資機材や関係資料の配置など設営準備への協力を行うものとする。</p> <p>(3) 関係町村の活動体制  P A Zを有する関係町村長は、警戒事態が発生した場合は、災害応急対策に対応する屋内退避所や集合同所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。</p> <p>(4) 警戒本部及び現地警戒本部の廃止  知事は、災害応急活動の必要が無くなったと認めた場合、又は基本法、原災法に基づく北海道災害対策本部を設置した場合は、第2非常配備体制を解除し、警戒本部及び現地警戒本部を廃止するものとする。  また、廃止した場合は、その旨を国及び関係町村に連絡するものとする。</p> <p><b>4 第3非常配備（災害対策本部の設置）</b></p> <p>(1) 災害対策本部の設置及び組織等  知事は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態の発生通報を受けた場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を发出（全面緊急事態）した場合は、直ちに第3非常配備体制をとると同時に、北海道災害対策本部条例（昭和37年11月1日北海道条例第54条）の規定に基づき、北海道災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び北海道災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を設置するものとする。  <u>また、必要に応じて、北海道地域防災計画（本編）第3章第1節第2の1の（3）のアの（エ）に基づき、災害対策本部に指揮室を置くことができる。</u>  第3非常配備（災害対策本部の組織及び主な所掌事務）は、図3-2-4のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;図3-2-4&gt;（略）</p> <p>(2) 現地災害対策本部  本部長は、災害対策本部の設置と同時に、オフサイトセンター内に北海道現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置するとともに、オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握、緊急時モニタリング関係情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動を行う機能班に所定の職員を迅速に派遣する。  ア 組織及び所掌事務  第3非常配備（現地本部の組織）は、図3-2-5のとおりとし、各班の主な所掌事務は次のとおりとする。  なお、各班の班長を（3）に定める原子力災害合同対策協議会に派遣した場合、班長が指名する副班長が班の事務を所掌し、指揮監督する。</p> <p style="text-align: center;">&lt;図3-2-5&gt;（略）</p>	<p>原子力防災訓練結果の反映</p>



現 行		修 正 後		修正事由																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務調整班</td> <td>           1 災害対策本部との連絡調整に関すること            2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること            3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること            4 災害情報の収集及び伝達に関すること            5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること            6 現地本部の庶務に関すること            7 その他現地本部長が指示する事項に関すること         </td> </tr> <tr> <td>緊急時モニタリング班</td> <td>           1 緊急時モニタリングに関すること            2 <u>放射能影響評価解析に関すること</u>            3 <u>その他現地本部長が指示する事項に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td>           1 原子力災害医療活動に関すること            2 その他現地本部長が指示する事項に関すること         </td> </tr> <tr> <td>住民生活班</td> <td>           1 住民の防護対策に関すること            2 生活必需物資の供給に関すること            3 その他現地本部長が指示する事項に関すること         </td> </tr> </tbody> </table>	班 名	所 掌 事 務	総務調整班	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること	緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること 2 <u>放射能影響評価解析に関すること</u> 3 <u>その他現地本部長が指示する事項に関すること</u>	医療班	1 原子力災害医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること	住民生活班	1 住民の防護対策に関すること 2 生活必需物資の供給に関すること 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること		<table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務調整班</td> <td>           1 災害対策本部との連絡調整に関すること            2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること            3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること            4 災害情報の収集及び伝達に関すること            5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること            6 現地本部の庶務に関すること            7 その他現地本部長が指示する事項に関すること         </td> </tr> <tr> <td>緊急時モニタリング班</td> <td>           1 緊急時モニタリングに関すること            2 <u>その他現地本部長が指示する事項に関すること</u> </td> </tr> <tr> <td>医療班</td> <td>           1 原子力災害医療活動に関すること            2 その他現地本部長が指示する事項に関すること         </td> </tr> <tr> <td>住民生活班</td> <td>           1 住民の防護対策に関すること            2 生活必需物資の供給に関すること            3 その他現地本部長が指示する事項に関すること         </td> </tr> </tbody> </table>	班 名	所 掌 事 務	総務調整班	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること	緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること 2 <u>その他現地本部長が指示する事項に関すること</u>	医療班	1 原子力災害医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること	住民生活班	1 住民の防護対策に関すること 2 生活必需物資の供給に関すること 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること	<p>表現の適正化</p> <p>実態に合わせ削除</p>
班 名	所 掌 事 務																						
総務調整班	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること																						
緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること 2 <u>放射能影響評価解析に関すること</u> 3 <u>その他現地本部長が指示する事項に関すること</u>																						
医療班	1 原子力災害医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること																						
住民生活班	1 住民の防護対策に関すること 2 生活必需物資の供給に関すること 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること																						
班 名	所 掌 事 務																						
総務調整班	1 災害対策本部との連絡調整に関すること 2 国から派遣された専門家との連絡調整に関すること 3 本部長の指示等の関係市町村等への伝達に関すること 4 災害情報の収集及び伝達に関すること 5 関係町村及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること 6 現地本部の庶務に関すること 7 その他現地本部長が指示する事項に関すること																						
緊急時モニタリング班	1 緊急時モニタリングに関すること 2 <u>その他現地本部長が指示する事項に関すること</u>																						
医療班	1 原子力災害医療活動に関すること 2 その他現地本部長が指示する事項に関すること																						
住民生活班	1 住民の防護対策に関すること 2 生活必需物資の供給に関すること 3 その他現地本部長が指示する事項に関すること																						
<p>イ 防災関係機関の連絡員の派遣</p> <p>本部長は、現地本部を設置した場合は、関係町村長、原子力防災管理者、北海道警察本部長、陸上自衛隊北部方面総監、第一管区海上保安本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長及びその他の防災関係機関の長に対し、必要に応じて現地本部に駐在する連絡員の派遣を要請し、災害応急活動の円滑な実施を図るものとする。</p> <p>(3) 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p>本部長は、オフサイトセンターにおいて、緊急事態の進展に応じて、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原則として現地本部長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。</p> <p>(4) 専門家の派遣要請</p> <p>本部長は、国に対し、必要に応じ、事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請するものとする。</p> <p>(5) 防災関係機関等に対する協力要請</p> <p>本部長は、必要に応じ、防災関係機関の長のほか、北海道防災会議を構成する機関の長に対し、災害応急対策に必要な協力を要請するものとする。</p> <p>(6) 関係町村の活動体制</p> <p>関係町村長（PAZを有する自治体を除く。）は、施設敷地緊急事態が発生した場合、災害応急対策に対応する屋内退避所や集合場所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。</p> <p>(7) 関係町村への協力体制</p> <p>道は、関係町村が災害対策本部等を設置した場合には、正確な情報を提供し、当該町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。</p> <p>(8) 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応</p> <p>道は、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合には、自然災害に対応するため先行して設置される災害対策本部に、道としての情報収集、意思決定、指示・調整を一元化する。</p> <p>この場合においては、災害対策本部危機管理班に「原子力災害対策チーム」（警戒事態にあつては、「原子力災害警戒チーム」）を設置し、住民や防災業務関係者の放射線防護対策、緊急時モニタリング、原子力災害医療など、原子力災害固有の課題に係る必要な対応や各班に対する要請・助言を行うものとする。</p>		<p>イ 防災関係機関の連絡員の派遣</p> <p>本部長は、現地本部を設置した場合は、関係町村長、原子力防災管理者、北海道警察本部長、陸上自衛隊北部方面総監、第一管区海上保安本部長、岩内・寿都地方消防組合消防長、羊蹄山ろく消防組合消防長、北後志消防組合消防長及びその他の防災関係機関の長に対し、必要に応じて現地本部に駐在する連絡員の派遣を要請し、災害応急活動の円滑な実施を図るものとする。</p> <p>(3) 現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会への出席等</p> <p>本部長は、オフサイトセンターにおいて、緊急事態の進展に応じて、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原則として現地本部長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。</p> <p>(4) 専門家の派遣要請</p> <p>本部長は、国に対し、必要に応じ、事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請するものとする。</p> <p>(5) 防災関係機関等に対する協力要請</p> <p>本部長は、必要に応じ、防災関係機関の長のほか、北海道防災会議を構成する機関の長に対し、災害応急対策に必要な協力を要請するものとする。</p> <p>(6) 関係町村の活動体制</p> <p>関係町村長（PAZを有する自治体を除く。）は、施設敷地緊急事態が発生した場合、災害応急対策に対応する屋内退避所や集合場所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。</p> <p>(7) 関係町村への協力体制</p> <p>道は、関係町村が災害対策本部等を設置した場合には、正確な情報を提供し、当該町村の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。</p> <p>(8) 自然災害及び原子力災害の複合災害への対応</p> <p>道は、自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合には、自然災害に対応するため先行して設置される災害対策本部に、道としての情報収集、意思決定、指示・調整を一元化する。</p> <p>この場合においては、災害対策本部危機管理班に「原子力災害対策チーム」（警戒事態にあつては、「原子力災害警戒チーム」）を設置し、住民や防災業務関係者の放射線防護対策、緊急時モニタリング、原子力災害医療など、原子力災害固有の課題に係る必要な対応や各班に対する要請・助言を行うものとする。</p>																					